

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	2020年6月26日
【事業年度】	第122期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	チタン工業株式会社
【英訳名】	Titan Kogyo, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 井上 保雄
【本店の所在の場所】	山口県宇部市大字小串1978番地の25
【電話番号】	(0836) 31 - 4155 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 西田 敦
【最寄りの連絡場所】	山口県宇部市大字小串1978番地の25
【電話番号】	(0836) 31 - 4155 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 常務執行役員 西田 敦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	-	-	-	-	8,761
経常利益 (百万円)	-	-	-	-	512
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	-	-	-	-	401
包括利益 (百万円)	-	-	-	-	361
純資産額 (百万円)	-	-	-	-	6,559
総資産額 (百万円)	-	-	-	-	12,733
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	2,059.62
1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	133.34
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	48.6
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	6.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	12
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	-	-	-	-	1,872
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	-	-	-	-	2,005
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	-	-	-	-	72
現金及び現金同等物の期末残 高 (百万円)	-	-	-	-	898
従業員数 (人)	-	-	-	-	336
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(34)

(注)1 第122期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第122期の自己資本利益率は、連結初年度のため、期末自己資本に基づき計算しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (百万円)	6,305	6,320	6,540	8,213	8,484
経常利益 (百万円)	141	24	66	541	450
当期純利益 (百万円)	124	145	151	560	476
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)	25	19	7	2	-
資本金 (百万円)	3,443	3,443	3,443	3,443	3,443
発行済株式総数 (千株)	30,276	30,276	3,027	3,027	3,027
純資産額 (百万円)	5,466	5,669	5,431	5,886	6,205
総資産額 (百万円)	11,371	11,138	10,698	13,378	11,794
1株当たり純資産額 (円)	181.67	1,884.36	1,805.60	1,956.99	2,063.50
1株当たり配当額 (円)	2.00	2.00	20.00	30.00	30.00
(内1株当たり中間配当額)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)
1株当たり当期純利益 (円)	4.12	48.44	50.51	186.37	158.45
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	48.1	50.9	50.8	44.0	52.6
自己資本利益率 (%)	2.3	2.6	2.7	9.9	7.9
株価収益率 (倍)	45	40	50	12	10
配当性向 (%)	48.5	41.3	39.6	16.1	18.9
営業活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	626	727	809	456	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	445	406	305	456	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー (百万円)	330	367	486	906	-
現金及び現金同等物の期末残 高 (百万円)	371	324	948	942	-
従業員数 (人)	244	258	264	284	295
(外、平均臨時雇用者数)	(41)	(32)	(28)	(27)	(24)
株主総利回り (%)	77.6	82.6	107.4	99.6	72.3
(比較指標：配当込みTOPIX)	(89.2)	(102.3)	(118.5)	(112.5)	(101.8)
最高株価 (円)	249	236	3,815 (453)	3,175	3,245
最低株価 (円)	153	159	2,366 (186)	1,905	1,355

(注)1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 第122期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

4 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第119期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第121期の期首から適用しており、第120期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

第120期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

1936年6月	酸化チタンの国産化を目的に創立
1938年6月	宇部工場完成
1938年8月	日本硫酸株式会社を合併
1945年7月	被爆により操業中止
1946年7月	本社を東京都から山口県宇部市へ移転、東京事務所開設
1949年4月	宇部工場の復旧工事完成、同10月稼働
1962年10月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場
1963年4月	大阪事務所開設
1965年4月	酸化鉄工場完成
1969年6月	磁性酸化鉄の販売を開始
1987年9月	東京証券取引所市場第一部指定
1993年7月	宇部開発センター新設
2004年5月	中国山東省に山東東佳集团有限公司(中国)及び三井物産株式会社と合併で山東三盛 ⁹²⁶ 工業有限公司(現 関連会社)を設立
2005年3月	大阪営業所(旧 大阪事務所)を東京事務所に統合
2006年10月	T K サービス株式会社(現 連結子会社)を設立
2010年10月	宇部西工場新設
2019年7月	株式会社T B M(現 連結子会社)を設立
2019年9月	会社分割によりチタン酸リチウム事業を株式会社T B Mに承継
2019年10月	株式会社東芝とチタン酸リチウム合併事業を開始

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社2社並びに関連会社1社により構成されております。

当社は、酸化チタン及び酸化鉄並びにこれらに付随する化学工業品の製造及び販売を行っております。

子会社である株式会社TBM（当社51%出資）は、チタン酸リチウムの製造及び販売を行っております。当社は同社に製品を販売しているほか、同社から委託を受け、同社の管理業務等を行っております。

子会社であるTKサービス株式会社（当社100%出資）は、当社から委託を受け、当社の場内物流業務等を行っております。

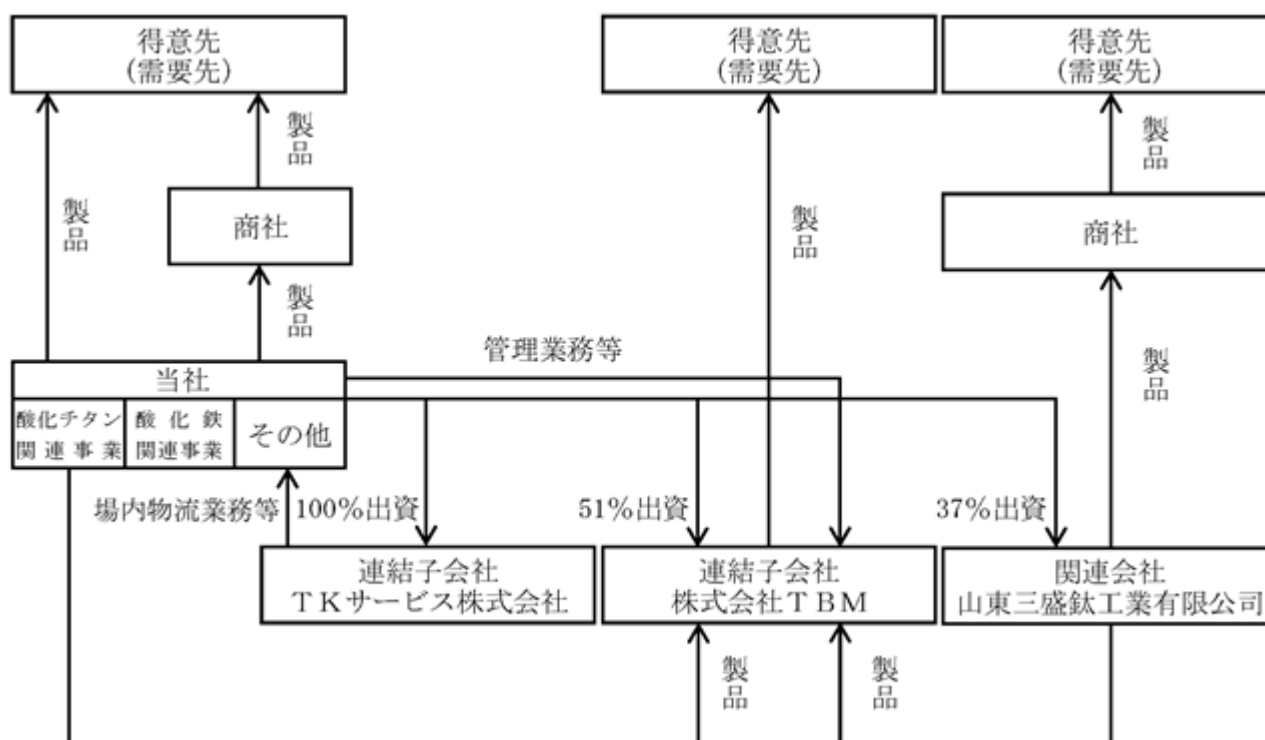
関連会社である山東三盛²²工業有限公司（当社37%出資）は、中国市場における化合織向け酸化チタンの製造及び販売を行っております。同社は株式会社TBMに製品を販売しております。

当社グループの事業内容及び当社との関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント区分と同一であります。

- (1)酸化チタン関連事業 酸化チタン、超微粒子酸化チタン及びチタン酸リチウム等
- (2)酸化鉄関連事業 酸化鉄等
- (3)その他 副産物等

事業の系統図は、次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社TBM	山口県 宇部市	310	チタン酸リチウムの 製造及び販売	51.0	当社から製品を購入 当社に管理業務等を 委託 役員の兼務 3名
(連結子会社) TKサービス株式会社	山口県 宇部市	9	チタニウム顔料他の 製造及び袋詰	100.0	当社の場内物流業務 等を受託
(持分法適用関連会社) 山東三盛工業有限公司	中国 山東省	US\$ 6,000千	酸化チタンの製造 及び販売	37.0	連結子会社に製品を 販売 役員の兼務 1名

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
酸化チタン関連事業	141 (5)
酸化鉄関連事業	47 (2)
報告セグメント計	188 (7)
その他	27 (10)
全社(共通)	121 (17)
合計	336 (34)

(注)1 従業員数は就業人員であり、嘱託(47人)を含んでおり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門・共通部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
295 (24)	41.3	15.0	5,110

セグメントの名称	従業員数(人)
酸化チタン関連事業	127 (3)
酸化鉄関連事業	47 (2)
報告セグメント合計	174 (5)
その他	0 (0)
全社(共通)	121 (19)
合計	295 (24)

(注)1 従業員数は就業人員(当社から連結子会社への出向者を除く。)であり、嘱託(31人)を含んでおり、臨時雇用者数(パートタイマー、連結子会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2 平均年間給与(税込金額)は賞与及び基準外給与を含んでおります。

3 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門・共通部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合はチタン工業労働組合と称し、2020年3月31日現在の労働組合員総数は216人であり、日本化学エネルギー産業労働組合連合会に加盟しております。なお、1951年8月の労働協約締結以来、円満な労使関係を維持しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、「顧客本位」「効率経営」「社会貢献」を企業理念に掲げており、当社グループもこれにそった経営を進めております。

すなわち、常に顧客を第一に考えて事業活動を進めることにより、顧客から高い信頼を得られるよう努力いたしております。また、顧客に最高品質の製品を提供するよう努める一方で、適正利潤を確保するために原価低減をはかり、品質と利潤のバランスを取りながら効率よく事業活動を進めるよう心がけております。そして、これらの事業活動を通じて社会に貢献することにより、当社グループが社会から必要とされる存在となるよう努力いたしております。

以上の企業理念と現状を踏まえ、「変革」「信頼」「迅速」を行動指針として事業活動を進めております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、持続的な企業価値の向上を実現するため、事業規模の拡大と収益性の向上で将来キャッシュ・フローの増大を図ることを目指しております。この観点より、目標とする経営指標につきましては、営業利益と売上高営業利益率を重視しており、あわせて、資本効率性を示すROEを意識してグループ経営に取り組んでおります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、当連結会計年度に、現在進行中の第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）の想定を上回る需要に対応するため、化粧品向け超微粒子酸化チタン製造設備（ST-6工場）の増設を決定いたしました。また、チタン酸リチウムにつきましては、グローバル市場でのビジネス展開に対応するため、株式会社東芝との合弁事業を開始し、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化いたしました。

加えて、翌連結会計年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響など、先行き不透明な状況が続くものと思われま

す。このような状況下で、当社グループは、事業戦略の再構築及びグループ経営の強化を推進するため、第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）の最終年度を初年度とする、新規の3カ年の中期経営計画を策定中であります。翌連結会計年度につきましては、この新たな中期経営計画に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向け邁進してまい

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下2事業等のリスクにおいて「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、これらのリスク発生の回避及び発生した場合の対応には最大限努力する所存であります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営計画のリスクについて

当社グループは、経営計画の推進や、様々な経営戦略を実施するなど、新規事業の育成に努めております。しかしながら、新規製品の事業化が計画通りに進まなかった場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(2) 設備投資のリスクについて

当社グループは、成長戦略実現のために、生産設備の増強投資を実施しております。当社の強みを生かした戦略の実行により早期のフル操業を目指しておりますが、計画通りに進まなかった場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(3) 研究開発のリスクについて

当社グループは、これまで培った技術と情報の蓄積を活かし、新技術・新製品等の研究開発に努めております。しかしながら、これらの開発や市場への展開が進まなかった場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(4) 売上債権のリスクについて

当社グループは、主として特約店を通じた販売活動を進め、売上債権の保全と与信体制の強化を推進しておりますが、販売先の経営悪化や破綻等により債権回収に支障をきたすこともあり、この場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(5) 製品在庫のリスクについて

当社グループの製品在庫につきましては、効率的な生産・販売を実現するための標準在庫量の管理と適切な原価計算及び在庫評価ルールに基づいて対応しておりますが、今後、事業環境が急転するなどした場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(6) 原燃料価格の変動のリスクについて

当社グループが購入する原燃料において市況の影響を受けるものが一部あります。原価低減活動等により影響額を吸収するなど適宜対応を行っておりますが、場合によっては当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(7) 固定資産の減損のリスクについて

当社グループが保有する固定資産につきましては、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後、事業環境が急転するなどした場合、収益性の低下、時価の下落、設備等の遊休化などに伴って減損損失を計上することもあり、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(8) 株式相場の変動のリスクについて

当社グループが保有する有価証券には上場株式が含まれております。当該株式の時価を日々確認しておりますが、株式相場の動向により、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(9) 為替の変動のリスクについて

当社グループは、製品の一部を輸出し、購入する原燃料の一部について輸入を行っております。また、海外関連会社との取引もあります。当該為替レートを日々確認しておりますが、これらは為替変動の影響を少なからず受けるものであり、急激な為替の変動が生じた場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(10) 金利の変動のリスクについて

当社グループは、設備投資のための資金等の大部分を銀行からの借入れにより調達しております。市中金利の情勢について常に注視しておりますが、金利の大幅な変動がある場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(11) 訴訟のリスクについて

当社グループは、法令遵守に努めておりますが、多岐にわたる事業活動においては常に訴訟の対象となるリスクが存在しているものと考えております。提起された訴訟の内容、当社の対応方針、訴訟の結果によっては当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(12) 環境規制のリスクについて

当社グループは、製造の過程で大量の資源とエネルギーを消費することから、環境に少なからぬ影響を及ぼしております。環境への負荷の低減などに鋭意取り組んでおりますが、環境関連規制の強化等によっては、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(13) 製造物責任のリスクについて

当社グループは、製品の品質について万全の体制を整えて取り組んでおりますが、予期し得ない事情により製造物責任が発生する可能性が皆無ではなく、この場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(14) 災害等のリスクについて

当社グループは、火災爆発等の事故や風水害、地震等の自然災害による損害を食い止めるため、設備の点検、安全・消火設備の充実、各種保安活動、訓練等を行っております。しかしながら、これらの事故災害を完全に防止する保証はなく、被災した場合、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(15) 中国での合併事業のリスクについて

当社グループは、中国における化合織向け酸化チタンの事業につきまして、中国国内に設立した日中合併会社による現地での生産・販売を行っております。同社との連携を密にし、現地の動向等については随時掌握し、適切に対応していく方針ではありますが、現地の法的規制や経済環境等で予測不能な事態が生じた場合に、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(16) 新型コロナウイルス感染拡大のリスクについて

需要減少のリスク

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、当社グループの収益の減少やこれに伴う操業度の低下など事業活動に支障が生じる場合があります。そのような状況下においても用途開発、生産性の向上、コストダウン等の対策を継続し、業績への影響を最小限に抑えるよう努めてまいりますが、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

従業員の感染リスクと事業継続リスク

社内外への感染被害抑止と従業員の健康と安全の確保に努めておりますが、当社グループの従業員が新型コロナウイルスに感染し、従業員同士の接触等により社内での感染が拡大した場合、工場における生産及び出荷に支障をきたし、一定期間操業を停止するなど、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

(17)その他事業環境等の変動リスクについて

当社グループは、上記以外の項目に関しても偶発事象に起因する事業環境等の変動リスクを負っており、その変動によつては、当社グループの経営成績等に影響を与える可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しておりますので、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和策及び堅調な米国経済を背景に、緩やかな回復基調が続きましたものの、米中貿易摩擦の深刻化及び新型コロナウイルス感染症の影響など、先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のもとで、当社グループは、3カ年の第5次中期経営計画（2019年3月期～2021年3月期）に基づき、当社グループの強みが生かせ、かつ、成長が見込める事業については、設備投資や研究開発投資など経営資源の集中化を推し進め、一方、収益性が低い事業については、その将来性等に検討を加え、販売の大幅縮小やコスト構造の抜本的改革に取り組むなど、グループ全体の収益力を強化するとともに新たな基盤作りを推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,761百万円、営業利益は514百万円、経常利益は512百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は401百万円となりました。

セグメント別の概況は、次のとおりであります。

（酸化チタン関連事業）

酸化チタン関連事業につきましては、酸化チタン機能製品の拡販に取り組みました。その結果、当セグメントの売上高は6,712百万円、営業利益は642百万円となりました。

（酸化鉄関連事業）

酸化鉄関連事業につきましては、汎用品向け及び化粧品向け製品の拡販に取り組みましたものの、一部新製品の出荷時期が遅れました。その結果、当セグメントの売上高は2,003百万円、営業損失は147百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、資金という。）の残高は898百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは1,872百万円となりました。これは、仕入債務の減少（530百万円）などの資金減があったものの、税金等調整前当期純利益(496百万円)、減価償却費(701百万円)、売上債権の減少(790百万円)などの資金増によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは2,005百万円となりました。これは、関係会社株式の売却による収入（44百万円）などの資金増があったものの、有形固定資産の取得による支出（2,060百万円）などの資金減によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは72百万円となりました。これは、長期借入金の返済による支出（629百万円）などの資金減があったものの、短期借入れによる収入(300百万円)、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入(500百万円)の資金増によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	対前期比増減(%)
酸化チタン関連事業	7,311	-
酸化鉄関連事業	2,130	-
その他	6	-
合計	9,448	-

(注)1 金額は期中平均販売価格によっており、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループは生産に関し外注は行っておりません。

3 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較はしておりません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産は行っておりません。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	対前期比増減(%)
酸化チタン関連事業	6,712	-
酸化鉄関連事業	2,003	-
その他	45	-
合計	8,761	-

(注)1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当連結会計年度	
	金額(百万円)	割合(%)
稲畑産業株式会社	2,396	27.3
株式会社東芝	1,342	15.3

3 上記金額には消費税等は含まれておりません。

4 当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較はしておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により会計基準の範囲内で見積り計算が行われており、資産及び負債、収益並びに費用にその結果が反映されております。これらの見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果と異なることがあります。

財政状態の分析

(資産)

当連結会計年度末における総資産の残高は12,733百万円となりました。主な内訳は、受取手形及び売掛金1,563百万円、商品及び製品2,006百万円、建物及び構築物2,294百万円、機械装置及び運搬具3,324百万円であります。

(負債)

当連結会計年度末における負債の残高は6,173百万円となりました。主な内訳は、支払手形及び買掛金557百万円、短期借入金1,400百万円、長期借入金1,623百万円であります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は6,559百万円となりました。主な内訳は、資本金3,443百万円、利益剰余金2,323百万円であります。

経営成績の分析

当連結会計年度における売上高は8,761百万円、売上原価は7,083百万円、販売費及び一般管理費は1,162百万円、営業利益は514百万円、経常利益は512百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は401百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

短期運転資金需要のうち主なものは、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした長期資金需要は、主に設備投資によるものであります。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年7月12日開催の取締役会決議に基づき、当社の100%子会社として株式会社TBMを新たに設立し、当社のリチウムイオン二次電池向けチタン酸リチウム事業（以下、「本事業」といいます。）に関する権利義務の一部を株式会社TBMに承継させる分割（以下、「本分割」といいます。）について、同日付で、株式会社TBMと分割契約（以下、「本分割契約」といいます。）を締結いたしました。

また、本分割契約の締結と同時に、当社と株式会社東芝（以下、「東芝」といいます。）との間において、2019年10月1日に、当社が保有する株式会社TBMの株式の一部を、東芝に譲渡する（以下、「本譲渡」といいます。）ことに関する事業承継契約（以下、「本事業承継契約」といいます。）及び株式会社TBMの運営等に関する株主間契約を締結いたしました。

なお、当社と株式会社TBMとの間で締結した本分割契約に基づき、2019年9月30日を効力発生日として、当社から株式会社TBMに対して、本分割を実施いたしました。また本分割実施後、本事業承継契約に基づき、当社は2019年10月1日に、本譲渡を実施いたしました。

本件の概要は次のとおりであります。

(1) 本件の背景と目的

当社は、2010年からリチウムイオン二次電池向けのチタン酸リチウムを製造、販売しておりました。リチウムイオン二次電池を含む二次電池市場は、世界的に車載用、定置・産業用等の各方面で、今後も大きな伸びが期待されており、チタン酸リチウムを負極材料に用いた、東芝のリチウムイオン二次電池もさらなる需要の拡大が見込まれております。そこで、当社は、グローバル市場でのビジネス展開に対応するため、本事業を東芝と共同で推進することを目的として、本分割及び本譲渡を実施し、東芝との間で合弁事業を開始することに合意いたしました。

(2) 本分割の方式

当社を分割会社とし、2019年9月30日現在、当社の100%子会社であった株式会社TBMを承継会社とする吸収分割（簡易吸収分割）です。

(3) 本分割の効力発生日

2019年9月30日

(4) 本分割に係る割当ての内容

株式会社TBMは、本分割に際して、株式会社TBMの普通株式 30,000株を発行し、その全てを当社に対して割当交付いたしました。

(5) 割当株式数の算定根拠

承継会社である株式会社TBMは、2019年9月30日現在、当社の100%子会社であり、本分割に際して、株式会社TBMが新たに発行する株式の全部を当社に割当交付することから、当社と株式会社TBMとの協議の上、割当株式数を決定いたしました。

(6) 分割した事業部門の経営成績

	本事業部門(a)	2019年3月期実績(b)	比率(a/b)
売上高	1,295百万円	8,213百万円(個別)	15.7%

(7) 分割した資産、負債の項目及び金額(2019年9月30日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	417百万円	流動負債	262百万円
固定資産	937百万円	固定負債	399百万円
合計	1,355百万円	合計	661百万円

(8) 株式会社TBMの概要(2020年3月31日現在)

商号	株式会社TBM		
所在地	山口県宇部市大字妻崎開作1727番地6		
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 井上 保雄		
事業内容	チタン酸リチウムの製造及び販売等		
資本金	310百万円		
設立年月日	2019年7月12日		
大株主及び持株比率	(2019年9月30日現在)	当社	100%
	(本譲渡後)	当社	51%、東芝 49%

(9) 譲渡株式数、譲渡価額及び譲渡前後の所有株式の状況

本譲渡前の所有株式数	31,000株 (議決権の数：31,000個) (議決権の所有割合：100%)
譲渡株式数	15,190株
本譲渡後の所有株式数	15,810株 (議決権の数：15,810個) (議決権の所有割合：51%)
譲渡価額	500百万円

5【研究開発活動】

当社グループは創業以来、研究開発活動を重視し、格段の努力を傾注してまいりました。

研究開発は研究開発部によって推進され、当該業務には全従業員の約6%にあたる19名が携わっており、主要製品である酸化チタン及び酸化鉄の開発・製造・販売を通して培った技術と情報の蓄積を活かし、既存事業にとらわれることなく幅広いテーマに取り組んでおります。

当連結会計年度における活動内容につきましては、経営方針に基づいて、事業構造の変革と長期的な発展に結びつく新製品の開発に取り組むとともに、既存製品の改良や応用の研究に積極的に取り組んでおります。

具体的には、新製品といたしまして、超微粒子酸化チタン、導電性無機酸化物、無機複合酸化物、化粧品用粉体並びに分散体等の研究開発に取り組み、着実な成果を上げております。また、既存製品につきましては、顔料用酸化鉄、トナー用酸化鉄等の改良及び応用の研究を行い、逐次採用が決定するなど、製品のライフサイクルに対応した開発を進めております。

なお、当連結会計年度中における研究開発費の総額は314百万円であります。

また、研究開発活動につきまして、セグメントごとの把握が実務上困難なため、セグメントごとに記載しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、製造工程の生産性の維持向上、既存製品の品質向上、今後成長の見込まれる分野及び研究開発分野に重点を置き設備投資を行っております。

当連結会計年度は、主に既存設備の維持更新工事を行い、設備投資額（有形固定資産本勘定受入高ベースの数値、金額には消費税等を含まない。）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度	対前期比増減
酸化チタン関連事業	819百万円	-
酸化鉄関連事業	65 "	-
その他	436 "	-
合計	1,320 "	-

なお、当連結会計年度は、生産能力に影響を及ぼすような固定資産の売却、撤去はありません。

当連結会計年度より、連結財務諸表を作成しておりますので、前年同期との比較はしてありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容 又は業務の内容	帳簿価額(百万円)					合計	従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		
本社・宇部工場 (山口県宇部市)	全社 酸化チタン関連事業 酸化鉄関連事業 その他	管理業務 生産設備	860	1,760	88 (44) [76]	-	119	2,828	179 (18)
研究開発部 特許・試作部 (山口県宇部市)	全社	研究開発設備	86	271	-	1	103	463	45 (5)
宇部開発センター (山口県宇部市)	酸化チタン関連事業	生産設備	910	882	- [32]	-	6	1,799	62 (-)
宇部西工場 (山口県宇部市)	酸化チタン関連事業	生産設備	-	-	143 (12)	-	-	143	- (-)
東京事務所 (東京都中央区)	全社	販売業務	0	-	-	-	0	1	9 (1)
合計			1,858	2,914	231 (57) [108]	1	229	5,235	295 (24)

(注)1 帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品であります。

2 建設仮勘定は含んでおりません。

3 本社・宇部工場の土地には研究開発部、特許・試作部、福利厚生施設を含んでおり、建物には福利厚生施設を含んでおります。

4 土地及び建物の一部を賃借しております。年間賃借料は71百万円であります。なお、賃借中の土地の面積については[]で外書しております。

5 宇部西工場の土地は、株式会社TBMへ貸与しております。

6 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人数を外数で記載しております。

7 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					合計	従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		
株式会社TBM	本社 (山口県宇部市)	酸化チタン 関連事業	生産設備	435	409	-	-	0	845	14 (3)
TKサービス 株式会社	本社 (山口県宇部市)	その他	物流業務等	-	0	-	-	-	0	27 (10)

(注)1 帳簿価額の「その他」は工具、器具及び備品であります。

2 建設仮勘定は含んでおりません。

3 従業員数の()は、臨時雇用者数の年間平均人数を外数で記載しております。

4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額	資金調達方法	工事着工	完了予定
提出会社	山口県 宇部市	酸化チタン 関連事業	超微粒子酸化チタン 製造設備	約3,500百万円	自己資金及び 借入金等	2020年 1月	2020年 12月

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,400,000
計	8,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,027,626	3,027,626	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	3,027,626	3,027,626	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	27,248,640	3,027,626	-	3,443	-	292

(注) 株式併合(10:1)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	19	30	52	24	1	3,658	3,784	-
所有株式数 (単元)	-	4,753	915	7,010	406	2	16,981	30,067	20,926
所有株式数 の割合(%)	-	15.81	3.04	23.31	1.35	0.01	56.48	100.00	-

(注)1 自己株式20,247株は「個人その他」に202単元、「単元未満株式の状況」に47株を含めて記載しております。なお、自己株式20,247株は、株主名簿記載上の株式数であり、事業年度末現在の実質的な所有株式数は20,147株であります。

2 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
稲畑産業株式会社	大阪府大阪市中央区南船場1丁目15-14	210	7.01
株式会社東芝	東京都港区芝浦1丁目1-1	200	6.65
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	167	5.56
株式会社山口銀行	山口県下関市竹崎町4丁目2-36	128	4.26
株式会社山田事務所	山口県下松市大字平田460	96	3.20
小西安株式会社	東京都中央区日本橋本町2丁目6-3	93	3.11
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	92	3.09
平井健治	山口県宇部市	77	2.56
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	38	1.28
山口産業株式会社	山口県宇部市琴芝町1丁目1-25	28	0.94
計	-	1,132	37.67

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 167千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 92千株

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,986,600	29,866	-
単元未満株式	普通株式 20,926	-	-
発行済株式総数	3,027,626	-	-
総株主の議決権	-	29,866	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権10個)含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) チタン工業株式会社	山口県宇部市大字 小串1978番地の25	20,100	-	20,100	0.66
計	-	20,100	-	20,100	0.66

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	275	0
当期間における取得自己株式	36	0

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	20,147	-	20,183	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り等による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は株主への利益還元を重要な課題のひとつと考えて事業の経営にあたっております。

この方針のもとで、当社の配当につきましては、従来から安定配当を旨とすることを基本としておりますが、一方将来の事業展開を見越した投資のための内部資金の確保につきましても企業にとり重要なことと認識しており、業績等に照らしてこれらを総合的に判断して配当を実施することといたしております。

また、中間配当と期末配当の年2回の配当を基本的な方針としており、決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年6月26日 定時株主総会決議	90	30

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「顧客本位、効率経営、社会貢献」の企業理念のもと、株主、顧客、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を高めるとともに、透明かつ公正及び迅速かつ果断な意思決定を促進し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社の取締役会は、2020年6月26日現在、監査等委員である取締役3名を含む計8名の取締役で構成されており、監査等委員である取締役のうち2名は社外取締役であります。当社は、毎月1回の定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令、定款及び株主総会の決議に基づき、当社の経営に関する最高の意思決定と取締役の業務執行の監督を行うこととしております。また、毎月1回の定時監査等委員会のほか必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査等を行うこととしております。なお、当社は、2009年6月から、経営の効率化、意思決定の迅速化並びに次期社長及び取締役候補の育成等を目的として、執行役員制度を導入しております。また、当社は、2018年12月から、取締役の指名、報酬決定等に係る取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役社長執行役員と独立社外取締役全員で構成される、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。指名委員会及び報酬委員会は、委員3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とすることとしております。

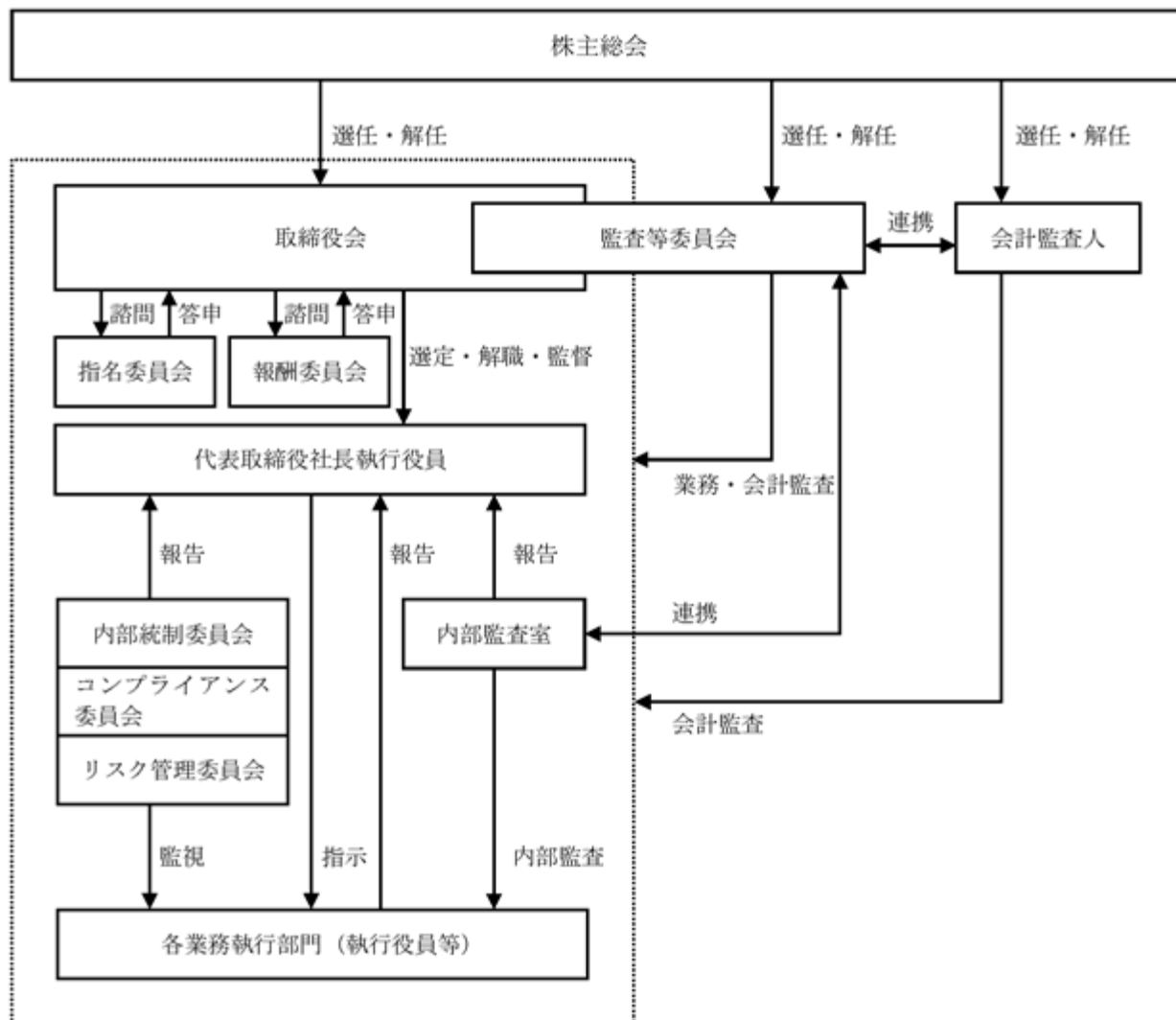
当社の事業規模を勘案しますと、経営の監視監督機能が適切に働く体制の確保を図るためには、当社の事業内容や内部事情に精通している社内取締役及び第三者的視点で経営の監視監督を行う社外取締役で構成される適切な規模の取締役会と、取締役会において議決権を有する監査等委員である取締役で構成される監査等委員会により、経営から独立した客観的な立場から経営の監視監督を行うガバナンス体制が、適切であると考えております。

なお、機関ごとの構成員は、次のとおりであります。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名委員会	報酬委員会
代表取締役社長執行役員	井上 保 雄				
取締役専務執行役員	長岡 佳 孝	○			
取締役専務執行役員	長岡 茂	○			
取締役常務執行役員	千々松 義 人	○			
取締役常務執行役員	西田 敦	○			
取締役(常勤監査等委員)	大島 覚	○			
社外取締役(監査等委員)	大田 明 登	○	○	○	○
社外取締役(監査等委員)	佐藤 久 典	○	○	○	○

(注) 表中の「 」は議長又は委員長であることを表しており、「○」は構成員であることを表しております。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、取締役会決議により内部統制システム構築の基本方針を定め、当該方針に従って、以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人のコンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス規則及びコンプライアンス行動指針を制定し、全社を統括するコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの遵守状況を管理する。また、内部監査室が定期的にコンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を社長執行役員及び監査等委員会へ適宜報告する。さらに、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に従い適切に文書で保存及び管理を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する体制を整備するため、リスク管理規則を制定し、全社を統括するリスク管理委員会において、リスク管理に関する施策を立案、推進する。また、不測の事態が発生した場合は、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行う。また、取締役会において中期経営計画及び年度予算を策定し、各取締役の担当職務を明確にし、職務執行の効率化を図る。

- 5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規則を制定し、子会社の独立性・自主性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行う。また、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人等を子会社の役員として派遣し、子会社の運営を監視・監督及び監査して業務の適正を確保するとともに、当社の監査等委員会及び内部監査室が連携して、子会社の業務執行状況を監査する。
 - 6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項
監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、内部監査室との兼務使用人1名以上を配置する。
 - 7) 6)の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会事務局の使用人は監査等委員会から直接指示命令を受け、監査等委員会に直接報告できる。また、監査等委員会事務局の使用人に関する人事異動については、監査等委員会の事前の同意を得る。
 - 8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は監査等委員会に対して、以下の報告を行う。
 -) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
 -) 取締役及び使用人が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨
 -) 監査等委員会が報告を求めた事項、その他監査上有用と判断される事項
 - 9) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止するとともに、情報提供者の職場環境が悪化することがないように適切な措置を講じる。
 - 10) 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとして明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
 - 11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と代表取締役との間で定期的な意見交換会を開催する。また、監査等委員会からの要請に応じ、監査等委員会と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を開催する。
 - 12) 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用体制を構築するとともに、当該体制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
 - 13) 反社会的勢力排除に向けた体制
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした姿勢で対応するとともに、反社会的勢力及び団体排除に向けて組織的に取り組む。
- ・ リスク管理体制の整備の状況
当社におけるコンプライアンス及びリスク管理を徹底するため、以下のとおり各種委員会を設置しております。
- 1) 内部統制委員会
内部統制委員会は社長執行役員を委員長とし、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会の諮問事項を最終決定するとともに、両委員会の活動内容等に関して必要な指示を命じております。
 - 2) コンプライアンス委員会
コンプライアンス委員会は年間計画に基づき、当社のコンプライアンス行動指針の周知徹底などコンプライアンスの推進等に関する事項を審議しております。また、社内の法令違反行為又は不正行為の早期発見と早期是正を図るため、通報者の保護を徹底した内部通報窓口を設置しております。
 - 3) リスク管理委員会
リスク管理委員会は年間計画に基づき、当社のリスクの洗い出し、評価・分析、リスクへの対応方法の決定等を行い、リスクの未然防止を図るとともに、万一緊急事態が発生した場合は、経営資源の保全と経営被害の最小化を図るために必要な事項を審議しております。

・取締役の定数

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款で定めております。

・取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

・剰余金の配当（中間配当）

当社は、機動的な配当政策を遂行することを目的として、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款で定めております。

・自己の株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策を遂行することを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員状況】

役員一覧

男性 8名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長執行役員	井上保雄	1960年10月8日生	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員宇部開発センター長 2017年6月 当社取締役常務執行役員生産本部長 兼 宇部開発センター長、宇部西工場長 2018年3月 当社取締役専務執行役員(技術管掌) 2019年6月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2019年6月 山東三盛工業有限公司 副董事長(現任) 2019年7月 株式会社TBM 代表取締役社長(現任)	(注)2	1,079
取締役 専務執行役員 (販売管掌) 兼 販売部長	長岡佳孝	1961年4月13日生	1984年4月 当社入社 2014年10月 当社執行役員販売部長 2016年6月 当社取締役販売本部長 兼 販売部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員販売本部長 兼 販売部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員(販売管掌) 2019年6月 当社取締役専務執行役員(販売管掌) 兼 販売部長(現任)	(注)2	1,126
取締役 専務執行役員 (技術管掌)	長岡茂	1961年5月21日生	1985年4月 当社入社 2015年10月 当社執行役員研究開発部長 2017年6月 当社取締役常務執行役員研究開発本部長 2018年3月 当社取締役常務執行役員(研究開発・生産管掌) 2019年6月 当社取締役専務執行役員(技術管掌)(現任)	(注)2	1,172
取締役 常務執行役員 (財務・経営企画管掌) 兼 財務・経営企画部長	千々松義人	1965年9月22日生	1988年4月 当社入社 2013年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社執行役員財務・経営企画部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員(財務・経営企画管掌) 兼 財務・経営企画部長(現任)	(注)2	502
取締役 常務執行役員 (総務・環境安全管掌) 兼 総務部長、内部監査室長	西田敦	1968年4月8日生	1991年4月 当社入社 2015年3月 当社総務部副部長 2016年6月 当社内部監査室長 兼 総務部副部長 2017年3月 当社総務部長 兼 内部監査室長 2017年6月 当社執行役員総務部長 兼 内部監査室長 2019年6月 当社取締役常務執行役員(総務・環境安全管掌) 兼 総務部長、内部監査室長(現任) 2019年10月 株式会社TBM 取締役(現任)	(注)2	271
取締役 (常勤監査等委員)	大島覚	1956年1月5日生	1981年4月 当社入社 2014年3月 当社品質保証部副部長 2018年3月 当社品質保証部長 2019年6月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任) 2019年10月 株式会社TBM 監査役(現任)	(注)3	968
取締役 (監査等委員)	大田明登	1957年7月15日生	1988年4月 弁護士登録(山口県弁護士会所属) 大田明登法律事務所開設 同代表(現任) 2004年6月 当社監査役 2017年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	5,364
取締役 (監査等委員)	佐藤久典	1969年6月7日生	2010年12月 弁護士登録(山口県弁護士会所属) 佐藤久典法律事務所(現 宇部・山陽小野田総合 法律事務所)開設 同代表(現任) 2018年5月 当社一時監査等委員である取締役の職務を行う べき者 2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	413
計					10,895

(注)1 取締役大田明登氏及び佐藤久典氏は、社外取締役であります。

2 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

2020年6月26日現在の当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役の大田明登氏は、大田明登法律事務所の弁護士であります。大田明登氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外取締役に選任しております。なお、当社株式を保有しておりますが、僅少であり、それ以外に当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。社外取締役の佐藤久典氏は、宇部・山陽小野田総合法律事務所の弁護士であります。佐藤久典氏につきましては弁護士としての経験と専門知識を当社の監査に反映していただくため社外取締役に選任しております。なお、当社株式を保有しておりますが、僅少であり、それ以外に当社との人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役の両氏は監査等委員である取締役であります。

なお、当社は、社外取締役に選任するため、次の独立社外役員の独立性判断基準を定めております。

・独立社外役員の独立性判断基準

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、当該社外取締役が次のいずれにも該当しないこととする。

- ）当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者（注））
- ）当社の主要な取引先又はその業務執行者（注））
- ）当社から役員報酬以外に、過去3年間に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）（注））
- ）当社の主要株主又はその業務執行者（注））
- ）最近10年間において）から）のいずれかに該当していた者
- ）次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
 - a. ）から）までに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者
 - c. 最近3年間において、b又は当社の業務執行者に該当していた者

（注）

- ）「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度において、その者の連結売上高の5%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
- ）「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度を含めた過去3事業年度において当社の売上高の5%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の総資産残高の5%以上となる者をいう。
- ）「当社から役員報酬以外に、過去3年間に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、役員報酬以外に直近事業年度を含めた過去3事業年度において平均で年間1千万円以上の金銭又は財産を当社から得ていることをいう。
- ）「主要株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

2020年6月26日現在、当社の社外取締役2名は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性基準及び当社の定める独立社外役員の独立性判断基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

2020年6月26日現在、当社の社外取締役2名は、監査等委員である取締役であります。監査等委員会は、内部監査室と連携して、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査を実施しております。また、当社は、取締役の指名、報酬決定等に係る取締役会の任意の諮問機関として、代表取締役社長執行役員と独立社外取締役全員で構成される、指名委員会及び報酬委員会を設置しており、当社の社外取締役2名は、指名委員会及び報酬委員会の主要な構成員となっております。

内部監査においては、内部監査室が年度計画に基づき内部監査を行い、その結果を社長執行役員へ報告し、社長執行役員からの是正指示を各業務執行部門へ示達するとともに、是正措置の実施状況につきましてフォローアップ監査を実施する体制となっており、監査等委員会と必要に応じて相互の情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に連絡会を開催するなど、相互に連携を図っております。

なお、監査等委員会の事務局は内部監査室が担当しております。但し、専従者は置いておりません。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、2020年6月26日現在、監査等委員である取締役の大島覚氏並びに監査等委員である社外取締役の大田明登氏及び佐藤久典氏の3名で構成しており、内部監査室と連携して、取締役の職務の執行が法令、定款及び株主総会の決議に基づき行われているかの監査を実施しております。また、当社は、情報収集の充実に図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、大島覚氏を、常勤の監査等委員である取締役に選定しております。常勤の監査等委員は、監査等の環境整備のほか社内での情報収集に努めるとともに、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証することとしております。また、常勤の監査等委員は、その職務の遂行上知り得た情報について、適宜、他の監査等委員との情報共有に努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しております。個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大島 覚(注)1	10	10
大田 明登	13	12
佐藤 久典	13	13
中田 耕司(注)2	3	3

(注)1 大島覚氏は2019年6月27日開催の第121回定時株主総会において、監査等委員である取締役に選任され、就任しております。就任後に開催された監査等委員会10回のうち10回に出席しております。
 2 中田耕司氏は2019年6月27日開催の第121回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役を任期満了により退任しております。退任するまでに開催された監査等委員会3回のうち3回に出席しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室が年度計画に基づき監査を行い、その結果を社長執行役員へ報告し、社長執行役員からの是正指示を各業務執行部門へ示達するとともに、是正措置の実施状況につきましてフォローアップ監査を実施する体制となっております。内部監査室は、業務執行部門から独立した社長執行役員直属の組織とし、2020年6月26日現在、3名(うち兼任3名)で構成しております。

内部監査室と、監査等委員会及び会計監査人とは、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行うなど、連携を密にしております。なお、監査等委員会の事務局は内部監査室が担当しております。但し専従者は置いておりません。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

太陽有限責任監査法人

b. 継続監査期間

58年

(注)上記記載の期間は、調査が著しく困難であったため、当社が株式上場した時期を踏まえて調査した結果について記載したものであり、継続監査期間はこの期間を超える可能性があります。

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡
 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 坂 本 潤

d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 6名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人である監査法人を選定するため、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の選定及び評価の基準を定めております。また、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を定め、この方針のもとで、会計監査人の解任又は不再任を決定しております。

当社は、上記基準及び方針に基づき、監査能力、監査品質、監査計画、監査実績及び監査報酬並びに欠格事由の有無等を勘案した結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適切であると評価し、選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社は、会計監査人である監査法人を評価するため、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の選定及び評価の基準を定めております。監査等委員会は、上記基準に基づき、太陽有限責任監査法人の監査能力、監査品質、監査計画、監査実績及び監査報酬並びに欠格事由の有無等を勘案した結果、太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人として適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
17	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	21	-
連結子会社	-	-
計	21	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Grant Thornton International Limited)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
-	-

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	-
連結子会社	-	-
計	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日程等を勘案した上で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、当社の規模並びに太陽有限責任監査法人の監査能力、監査品質、監査計画及び監査実績等を勘案した結果、太陽有限責任監査法人の報酬等が適正な水準であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月例報酬と業績報酬で構成し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、報酬に占める業績報酬の割合を適切に設定することとしております。また、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月例報酬のみで構成することとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、取締役会で決定しております。なお、2017年6月29日開催の第119回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額156百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議されております。また、当社は、2020年6月26日開催の第122回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、年額156百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。本制度により、譲渡制限付株式の付与のため対象取締役に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額30百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とし、各対象取締役への具体的な配分は取締役会で決定することとしております。なお、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年20,000株以内としております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会の協議によって決定しております。なお、2017年6月29日開催の第119回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬は年額24百万円以内と決議されております。

取締役の定数につきましては、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内とする旨を定款で定めております。

当社は、2018年12月から、取締役の報酬決定等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、代表取締役社長執行役員及び独立社外取締役全員で構成し、毎年4月に取締役会の諮問に応じて次の事項を決定し、取締役会に答申することとしております。

- 1) 取締役の報酬等に関する株主総会議案の原案
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度及び報酬の算定方法の原案
- 3) その他、取締役の報酬等に関して取締役会が必要と認めた事項

なお、当連結会計年度は、2019年6月27日開催の臨時取締役会で、同日開催の第121回定時株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の2019年7月以降の個別報酬額を決定しております。また、2019年6月27日開催の臨時監査等委員会で、同日開催の第121回定時株主総会において選任された監査等委員である取締役3名の2019年7月以降の個別報酬額を協議によって決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	93	93	-	-	8
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）	10	10	-	-	2
社外役員	8	8	-	-	2

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることである投資株式を、純投資目的である投資株式としております。また、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式を政策保有株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な観点で、当社の事業運営に資すると判断した場合、政策的に株式を保有することとしております。また、年1回、取締役会で、個別の政策保有株式につきまして、保有先企業との取引状況等を踏まえ、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点から、保有の適否を検証しております。なお、検証の結果、保有することが適切でないと判断された政策保有株式については、原則として売却することとしております。

2020年6月15日開催の取締役会において、当社が保有する政策保有株式につきまして、保有先企業との取引状況等を踏まえ、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点から保有の適否を検証した結果、中長期的な観点で当社の事業運営に資するため、株式を保有することが適切であると判断いたしました。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	5	20
非上場株式以外の株式	4	280

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会を通じて株式を取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
稲畑産業株式会社	159,000	159,000	(保有目的) 当社の主要な代理店であり、業界動向等の情報収集及び取引関係の維持・強化を目的としております。 (定量的な保有効果) 定量的な保有効果は記載が困難であります。上記a. 記載の方法により合理性を検証しております。	有
	187	239		
株式会社山口フィナンシャルグループ	123,332	123,332	(保有目的) 当社のメインバンクである株式会社山口銀行の親会社であり、長期安定的な金融取引関係の維持を目的としております。 (定量的な保有効果) 定量的な保有効果は記載が困難であります。上記a. 記載の方法により合理性を検証しております。	無(注)
	75	115		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	27,850	27,850	(保有目的) 長期保有を目的とした安定株主としての関係維持を目的としております。 (定量的な保有効果) 定量的な保有効果は記載が困難であります。上記a. 記載の方法により保有の合理性を検証しております。	無(注)
	11	15		
日本ペイントホールディングス株式会社	1,040	986	(保有目的) 酸化鉄関連事業の主要な取引先であり、取引関係の維持・強化を目的としております。(取引先持株会に入会(保有)) (定量的な保有効果) 定量的な保有効果は記載が困難であります。上記a. 記載の方法により保有の合理性を検証しております。 (株式数が増加した理由) 取引先持株会を通じて株式を取得しております。	無
	5	4		

(注) 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同子会社が当社の株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人との連携や各種セミナー等への積極的な参加を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

当連結会計年度 (2020年3月31日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	908
受取手形及び売掛金	1,563
電子記録債権	230
商品及び製品	2,006
仕掛品	674
原材料及び貯蔵品	426
その他	20
流動資産合計	5,831
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物（純額）	2,294
機械装置及び運搬具（純額）	3,324
土地	231
リース資産（純額）	1
建設仮勘定	42
その他（純額）	229
有形固定資産合計	1,26,124
無形固定資産	
無形固定資産	6
投資その他の資産	
投資有価証券	3,598
繰延税金資産	52
その他	121
貸倒引当金	1
投資その他の資産合計	771
固定資産合計	6,902
資産合計	12,733

(単位：百万円)

当連結会計年度
(2020年3月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	557
電子記録債務	230
短期借入金	2 1,400
1年内返済予定の長期借入金	2 559
リース債務	1
未払法人税等	89
賞与引当金	151
その他	869
流動負債合計	3,860
固定負債	
長期借入金	2 1,623
退職給付に係る負債	685
資産除去債務	3
固定負債合計	2,313
負債合計	6,173
純資産の部	
株主資本	
資本金	3,443
資本剰余金	402
利益剰余金	2,323
自己株式	40
株主資本合計	6,128
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	144
為替換算調整勘定	22
退職給付に係る調整累計額	100
その他の包括利益累計額合計	66
非支配株主持分	364
純資産合計	6,559
負債純資産合計	12,733

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	8,761
売上原価	7,083
売上総利益	1,677
販売費及び一般管理費	1,162
営業利益	514
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	11
持分法による投資利益	16
貸倒引当金戻入額	10
その他	20
営業外収益合計	59
営業外費用	
支払利息	42
その他	19
営業外費用合計	61
経常利益	512
特別損失	
固定資産除却損	2 10
関係会社株式売却損	3 5
特別損失合計	16
税金等調整前当期純利益	496
法人税、住民税及び事業税	42
法人税等調整額	30
法人税等合計	73
当期純利益	422
非支配株主に帰属する当期純利益	21
親会社株主に帰属する当期純利益	401

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	422
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	65
退職給付に係る調整額	35
持分法適用会社に対する持分相当額	30
その他の包括利益合計	61
包括利益	361
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	339
非支配株主に係る包括利益	21

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,443	292	1,979	39	5,676
当期変動額					
剰余金の配当			90		90
連結範囲の変動			32		32
親会社株主に帰属する 当期純利益			401		401
自己株式の取得				0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		109			109
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	109	343	0	452
当期末残高	3,443	402	2,323	40	6,128

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	210	-	135	74	-	5,750
当期変動額						
剰余金の配当						90
連結範囲の変動						32
親会社株主に帰属する 当期純利益						401
自己株式の取得						0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						109
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	65	22	35	8	364	356
当期変動額合計	65	22	35	8	364	808
当期末残高	144	22	100	66	364	6,559

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	496
減価償却費	701
貸倒引当金の増減額（は減少）	10
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	66
退職給付費用	23
賞与引当金の増減額（は減少）	15
受取利息及び受取配当金	12
支払利息	42
持分法による投資損益（は益）	16
関係会社株式売却損益（は益）	5
売上債権の増減額（は増加）	790
たな卸資産の増減額（は増加）	370
仕入債務の増減額（は減少）	530
その他	146
小計	1,956
利息及び配当金の受取額	12
利息の支払額	47
法人税等の支払額	48
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,872
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	10
有形固定資産の取得による支出	2,060
投資有価証券の取得による支出	0
関係会社株式の売却による収入	44
その他	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,005
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	300
長期借入金の返済による支出	629
自己株式の取得による支出	0
配当金の支払額	90
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	500
その他	6
財務活動によるキャッシュ・フロー	72
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	59
現金及び現金同等物の期首残高	942
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	16
現金及び現金同等物の期末残高	898

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当社グループは、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社TBM

TKサービス株式会社

上記のうち、株式会社TBMについては、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

山東三盛工業有限公司

(2) 持分法適用会社の決算日が連結決算日と異なりますが、持分法適用会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

機械装置 4～12年

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の臨時給与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期投資を計上しております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税については、当期の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 (百万円)	29,661

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物 (百万円)	1,680 (1,410)
機械装置及び運搬具 (百万円)	2,549 (2,240)
土地 (百万円)	5 (5)
その他 (百万円)	8 (8)
計 (百万円)	4,243 (3,664)

上記のうち、()内書きは工場財団根抵当を示しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金 (百万円)	1,300
1年内返済予定の長期借入金 (百万円)	299
長期借入金 (百万円)	1,445
計 (百万円)	3,045

3 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券(株式) (百万円)	298

4 受取手形割引高等

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
受取手形割引高 (百万円)	76
電子記録債権割引高 (百万円)	963

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
運賃及び荷造費	(百万円)	173
給料及び賞与	(百万円)	175
賞与引当金繰入額	(百万円)	14
退職給付費用	(百万円)	8
研究開発費	(百万円)	314

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
機械装置及び運搬具	(百万円)	9
その他	(百万円)	1
計		10

3 関係会社株式売却損の内訳は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
山東三盛 ²² 工業有限公司	(百万円)	5

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	(百万円)	94
組替調整額	(百万円)	-
税効果調整前	(百万円)	94
税効果額	(百万円)	28
その他有価証券評価差額金	(百万円)	65
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	(百万円)	11
組替調整額	(百万円)	23
税効果調整前	(百万円)	35
税効果額	(百万円)	0
退職給付に係る調整額	(百万円)	35
持分法適用会社に対する持分 相当額：		
当期発生額	(百万円)	26
組替調整額	(百万円)	3
持分法適用会社に対する持分 相当額	(百万円)	30
その他の包括利益合計	(百万円)	61

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,027,626	-	-	3,027,626
合計	3,027,626	-	-	3,027,626
自己株式				
普通株式(注)	19,872	275	-	20,147
合計	19,872	275	-	20,147

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	90	30	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	90	利益剰余金	30	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
現金及び預金	(百万円)	908
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	(百万円)	10
現金及び現金同等物	(百万円)	898

(リース取引関係)

リース取引に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は預金等で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブは実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。これらは、与信管理を推進することでリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、運転資金(主として短期)及び設備資金(長期)に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。金利については、変動リスクに晒されていますが、短期間で市場金利を反映させる方法によっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権及び貸付金について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用度の高い国内銀行とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されています。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務・経営企画部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2参照）。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	908	908	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,563	1,563	-
(3) 電子記録債権	230	230	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	280	280	-
資産計	2,982	2,982	-
(1) 支払手形及び買掛金	557	557	-
(2) 電子記録債務	230	230	-
(3) 短期借入金	1,400	1,400	-
(4) リース債務	1	1	0
(5) 長期借入金（*）	2,183	2,185	2
負債計	4,373	4,375	2

（*）1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額559百万円）は、(5)長期借入金に含めて表示しております。

(注)1 金融商品の時価の算定方法等

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)リース債務、(5)長期借入金

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	20
関係会社株式(*1)(*2)	298

(*1) これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

(*2) これらについては、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

3 金銭債権の決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	908	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,563	-	-	-
電子記録債権	230	-	-	-
合計	2,702	-	-	-

4 短期借入金、長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,400	-	-	-	-	-
長期借入金	559	452	257	219	174	520
リース債務	1	-	-	-	-	-
合計	1,961	452	257	219	174	520

(有価証券関係)

1. その他有価証券

当連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	280	72	207
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	280	72	207
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		280	72	207

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額20百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	(百万円)	1,132
勤務費用	(百万円)	57
利息費用	(百万円)	2
数理計算上の差異の発生額	(百万円)	13
退職給付の支払額	(百万円)	109
退職給付債務の期末残高	(百万円)	1,068

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

		当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
年金資産の期首残高	(百万円)	368
期待運用収益	(百万円)	7
数理計算上の差異の発生額	(百万円)	2
事業主からの拠出額	(百万円)	40
退職給付の支払額	(百万円)	30
年金資産の期末残高	(百万円)	382

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

		当連結会計年度 (2020年 3月31日)
退職給付債務	(百万円)	1,068
年金資産	(百万円)	382
	(百万円)	685
未積立退職給付債務	(百万円)	685
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(百万円)	685
退職給付に係る負債	(百万円)	685
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	(百万円)	685

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
勤務費用	(百万円)	57
利息費用	(百万円)	2
期待運用収益	(百万円)	7
数理計算上の差異の費用処理額	(百万円)	23
確定給付制度に係る退職給付費用	(百万円)	75

(5)退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
数理計算上の差異	(百万円)	35
合計	(百万円)	35

(6)退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
未認識数理計算上の差異	(百万円)	107
合計	(百万円)	107

(7)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	(%)	26.1
債券	(%)	12.2
短期資金等	(%)	61.7
合計	(%)	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

		当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	(%)	0.2
長期期待運用収益率	(%)	2.0
予想昇給率	(%)	1.5～4.5

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金超過額	(百万円)	44
退職給付に係る負債	(百万円)	208
減価償却及び減損損失超過額	(百万円)	20
税務上の繰越欠損金(注)	(百万円)	38
その他	(百万円)	84
繰延税金資産小計	(百万円)	397
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	(百万円)	27
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	(百万円)	254
評価性引当額小計	(百万円)	281
繰延税金資産合計	(百万円)	115
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	(百万円)	63
繰延税金負債合計	(百万円)	63
繰延税金資産の純額	(百万円)	52

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 (1)	-	-	-	-	-	38	38
評価性引当額	-	-	-	-	-	27	27
繰延税金資産	-	-	-	-	-	11	(2)11

(1)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2)税務上の繰越欠損金38百万円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産11百万円を計上しております。この繰延税金資産11百万円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高38百万円に対して金額認識したことにより生じたものであります。当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断しております。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	(%)	30.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	(%)	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(%)	0.1
住民税均等割	(%)	0.7
持分法投資損益	(%)	1.0
評価性引当額	(%)	15.3
その他	(%)	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	(%)	14.8

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 連結子会社との会社分割(簡易吸収分割)

(1) 取引の概要

対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社のリチウムイオン二次電池向けチタン酸リチウム事業

企業結合日

2019年9月30日

企業結合の法的形式

当社を分割会社、株式会社TBM(当社の子会社)を承継会社とする簡易吸収分割

結合後企業の名称

株式会社TBM

その他取引の概要に関する事項

株式会社TBMは、株式会社東芝のグループ会社やその投資先との連携を進めるとともに、海外を含めたネットワークの活用が可能になります。これにより、株式会社TBMは、チタン酸リチウムの新製品の開発、原材料の安価な調達、オペレーションの生産性の改善及び生産力増強に向けた設備投資をより一層推し進めることが可能になると考えております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 連結子会社の株式一部譲渡

当社は、当社の連結子会社である株式会社TBMの株式を一部譲渡いたしました。

(1) 取引の概要

譲渡先企業の名称：株式会社東芝

譲渡した当該子会社の名称、事業内容

譲渡した子会社の名称：株式会社TBM

事業の内容：チタン酸リチウムの製造及び販売等

株式譲渡日

2019年10月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の一部譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

資本剰余金の主な変動要因

連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の一部譲渡

非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額

109百万円

(資産除去債務関係)

当社グループは、土地賃貸借契約に基づき、資産の撤去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来資産を撤去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、酸化チタン、酸化鉄を基本にして組織が構成されており、各製品単位で包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「酸化チタン関連事業」及び「酸化鉄関連事業」の2つを報告セグメントとしております。

「酸化チタン関連事業」は、酸化チタン及び高付加価値品の超微粒子酸化チタン等の製造及び販売を行っております。「酸化鉄関連事業」は、酸化鉄等の製造及び販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結財務 諸表計上 額 (注3)
	酸化チタン 関連事業	酸化鉄 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,712	2,003	8,716	45	8,761	-	8,761
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	134	134	134	-
計	6,712	2,003	8,716	179	8,896	134	8,761
セグメント利益又は損失() (営業利益)	642	147	495	13	508	6	514
セグメント資産	7,784	2,152	9,937	55	9,992	2,740	12,733
その他の項目							
減価償却費	473	64	538	0	538	158	697
持分法適用会社への 投資額	298	-	298	-	298	-	298
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	855	63	919	-	919	436	1,356

(注)1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、副産物等の販売を含んでおります。

2 調整額の内容は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失()の調整額6百万円は、セグメント間取引消去等によるものです。

(2)セグメント資産の調整額2,740百万円は、各報告セグメントに帰属しない全社共通の資産に係るものであります。

3 セグメント利益又は損失()は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4 減価償却費は、有形固定資産及び無形固定資産に係るものであり、長期前払費用等は含まれておりません。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米、中南米	ヨーロッパ	その他	合計
7,301	825	534	97	1	8,761

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
稲畑産業株式会社	2,396	酸化チタン関連事業、酸化鉄関連事業
株式会社東芝	1,342	酸化チタン関連事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額 (円)	2,059.62
1株当たり当期純利益 (円)	133.34

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	401
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	401
期中平均株式数 (株)	3,007,655

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,100	1,400	0.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	629	559	1.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	6	1	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	2,183	1,623	1.1	2021年～2028年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	3,919	3,583	-	-

(注)1 平均利率については、期末借入残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	452	257	219	174

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	-	4,149	6,580	8,761
税金等調整前四半期(当期)純利益(百万円)	-	289	310	496
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益(百万円)	-	226	270	401
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	75.24	90.01	133.34

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	21.04	14.77	43.33

(注)第2四半期連結会計期間より四半期財務諸表を作成しているため、第1四半期の数値は記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	942	859
受取手形	73	118
電子記録債権	475	230
売掛金	2,036	1,309
商品及び製品	1,737	1,886
仕掛品	770	646
原材料及び貯蔵品	969	359
前払費用	17	16
その他	38	311
流動資産合計	7,031	5,439
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,910	1,612
構築物	263	245
機械及び装置	2,872	2,883
車両運搬具	38	30
工具、器具及び備品	135	229
土地	231	231
リース資産	8	1
建設仮勘定	6	42
有形固定資産合計	15,468	15,278
無形固定資産	2	6
投資その他の資産		
投資有価証券	395	300
関係会社株式	290	605
従業員に対する長期貸付金	29	26
長期前払費用	88	81
繰延税金資産	46	44
その他	37	13
貸倒引当金	11	1
投資その他の資産合計	876	1,070
固定資産合計	6,346	6,355
資産合計	13,378	11,794

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	38	11
電子記録債務	95	230
買掛金	1,052	531
短期借入金	1,100	1,400
1年内返済予定の長期借入金	629	1,299
リース債務	6	1
未払金	364	231
未払費用	102	74
未払法人税等	41	86
預り金	22	9
賞与引当金	131	145
その他	1,097	537
流動負債合計	4,682	3,561
固定負債		
長期借入金	2,183	1,445
リース債務	1	-
退職給付引当金	620	578
資産除去債務	3	3
固定負債合計	2,809	2,027
負債合計	7,492	5,588
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,443	3,443
資本剰余金		
資本準備金	292	292
資本剰余金合計	292	292
利益剰余金		
利益準備金	57	66
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,922	2,299
利益剰余金合計	1,979	2,366
自己株式	39	40
株主資本合計	5,676	6,061
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	210	144
評価・換算差額等合計	210	144
純資産合計	5,886	6,205
負債純資産合計	13,378	11,794

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	8,213	1 8,484
売上原価	1 6,545	1 6,895
売上総利益	1,668	1,588
販売費及び一般管理費	2 1,105	2 1,129
営業利益	563	458
営業外収益		
受取利息及び配当金	10	12
その他	1 18	1 36
営業外収益合計	29	48
営業外費用		
支払利息	39	38
その他	11	19
営業外費用合計	50	57
経常利益	541	450
特別利益		
関係会社株式売却益	-	154
特別利益合計	-	154
特別損失		
固定資産除却損	3 9	3 10
特別損失合計	9	10
税引前当期純利益	532	594
法人税、住民税及び事業税	55	87
法人税等調整額	83	30
法人税等合計	27	118
当期純利益	560	476

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金				
当期首残高	3,443	292	51	1,428	38	5,176	254	5,431
当期変動額								
剰余金の配当				60		60		60
利益準備金の積立			6	6		-		-
当期純利益				560		560		560
自己株式の取得					0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							44	44
当期変動額合計	-	-	6	494	0	499	44	454
当期末残高	3,443	292	57	1,922	39	5,676	210	5,886

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他有価 証券評価差 額金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金				
当期首残高	3,443	292	57	1,922	39	5,676	210	5,886
当期変動額								
剰余金の配当				90		90		90
利益準備金の積立			9	9		-		-
当期純利益				476		476		476
自己株式の取得					0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						-	65	65
当期変動額合計	-	-	9	377	0	385	65	319
当期末残高	3,443	292	66	2,299	40	6,061	144	6,205

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～47年

機械及び装置 4～12年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の臨時給与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税及び地方消費税については、当期の費用として処理しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産の額については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第75条第2項に定める製造原価明細書については、同条第2項ただし書きにより、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第86条に定める研究開発費の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	(百万円)	1,842 (1,117)	1,547 (1,278)
構築物	(百万円)	136 (136)	132 (132)
機械及び装置	(百万円)	2,353 (2,353)	2,549 (2,549)
工具、器具及び備品	(百万円)	8 (8)	8 (8)
土地	(百万円)	149 (5)	5 (5)
計	(百万円)	4,489 (3,620)	4,243 (3,973)

上記のうち、()内書きは工場財団根抵当を示しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期借入金	(百万円)	1,100	1,300
1年内返済予定の長期借入金	(百万円)	629	299
長期借入金	(百万円)	2,183	1,445
計	(百万円)	3,912	3,045

2 受取手形割引高等

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
受取手形割引高	(百万円)	189	76
電子記録債権割引高	(百万円)	751	963

3 関係会社に対する金銭債権債務(区分表示したものを除く)

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	(百万円)	0	4
短期金銭債務	(百万円)	12	12

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業取引による取引高		
売上高 (百万円)	-	252
仕入高 (百万円)	371	134
営業取引以外の取引による取引高 (百万円)	0	6

2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度22%、当事業年度18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度78%、当事業年度82%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
運賃及び荷造費 (百万円)	187	162
給料及び賞与 (百万円)	147	169
賞与引当金繰入額 (百万円)	14	12
減価償却費 (百万円)	5	8
研究開発費 (百万円)	306	314

3 固定資産除却損の内訳

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
機械及び装置 (百万円)	7	9
その他 (百万円)	1	1
計 (百万円)	9	10

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式605百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式株式290百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月 31日)	当事業年度 (2020年 3月 31日)
繰延税金資産		
賞与引当金超過額 (百万円)	40	44
退職給付引当金超過額 (百万円)	189	176
減価償却及び減損損失超過額 (百万円)	82	20
税務上の繰越欠損金 (百万円)	92	11
その他 (百万円)	91	84
繰延税金資産小計 (百万円)	496	337
評価性引当額 (百万円)	357	229
繰延税金資産合計 (百万円)	138	107
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金 (百万円)	91	63
繰延税金負債合計 (百万円)	91	63
繰延税金資産の純額 (百万円)	46	44

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	(%)	30.4	30.4
(調整)			
交際費等永久に損金に算入されない項目	(%)	0.1	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	(%)	0.1	0.1
住民税均等割	(%)	0.6	0.5
評価性引当額	(%)	27.1	14.6
その他	(%)	9.1	3.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	(%)	5.2	19.8

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,910	228	433	91	1,612	4,287
	構築物	263	12	17	14	245	490
	機械及び装置	2,872	913	488	414	2,883	21,754
	車両運搬具	38	5	0	13	30	53
	工具、器具及び備品	135	158	1	63	229	709
	土地	231	-	-	-	231	-
	リース資産	8	-	-	6	1	108
	建設仮勘定	6	1,054	1,019	-	42	-
	計	5,468	2,374	1,960	603	5,278	27,403
無形固定資産	その他	2	7	2	1	6	4
	計	2	7	2	1	6	4

(注)1 当期増加額の主な内訳は次のとおりであります。

建設仮勘定	酸化チタン製造設備	780百万円
"	その他の設備	112 "

2 当期減少額の主な内訳は次のとおりであります。

建物	会社分割による減少	432百万円
機械及び装置	"	485 "円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	11	-	10	1
賞与引当金	131	145	131	145

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.titankogyo.co.jp
株主に対する特典	ありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第121期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月27日中国財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日中国財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第122期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日） 2019年8月9日中国財務局長に提出

第122期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日） 2019年11月14日中国財務局長に提出

第122期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日） 2020年2月14日中国財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年6月28日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2019年7月12日中国財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（吸収分割の決定）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月26日

チタン工業株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 本 潤

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチタン工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チタン工業株式会社及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、チタン工業株式会社の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、チタン工業株式会社が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

チタン工業株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桐 川 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂 本 潤

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているチタン工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チタン工業株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚

起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。